

第二百十四号議案

東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成十八年東京都条例第四号）の一部を次のように改正する。
第十九条第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害により特定動物の飼養又は保管を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定動物飼養者の欠格事由に係る規定を改める必要がある。